

平成27年度第3回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成27年12月25日（金）		
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	12月25日	午前10時00分
	閉会	12月25日	午前11時33分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）について</li> </ul> <p>3 閉 会</p>			

## 別紙

### 出席状況

委員数 20人

出席委員 17人

大塚晃弘	(公財)中央温泉研究所研究員
小口千明	埼玉大学准教授
小野雄策	元日本工業大学教授
小堀洋美	東京都市大学教授
関口和彦	埼玉大学大学院准教授
畠山史郎	東京農工大学大学院教授
松浦麻里沙	弁護士
吉田徳久	早稲田大学大学院教授
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
栗原裕子	埼玉県商工会議所女性会連合会会長
滝澤玲子	埼玉県生活協同組合連合会常務理事
菱沼要治郎	(一社)埼玉県猟友会会長
矢作俊信	埼玉県農業協同組合中央会専務理事
武内政文	埼玉県議会議員
江原久美子	埼玉県議会議員
鈴木英善	公募委員
丸山瑞子	公募委員

欠席委員 3人

池田敦子	埼玉県生態系保護協会越谷支部
神尾高善	埼玉県議会議員
新井雄啓	越生町長

### 第3回 埼玉県環境審議会

平成27年12月25日（金）

午前10時00分 開会

○司会（森田） 皆様、おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第3回埼玉県環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の森田でございます。どうぞよろしくお願いたします。恐れ入りますが、ここから座って進行させていただきます。

ここで、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前に郵送させていただいております。本日、追加でお配りしている資料は、本日A4の1枚、会議の次第でございます。その下段のほうに配付資料一覧がありますので、そちらのほうも御覧いただきながら、確認をお願いいたします。

同じくA4、1枚のものが座席表でございます。それと、同じくA4、1枚、委員の名簿。それと、本日の会議につきましての御意見をいただくように、様式を配付させていただいております。配付漏れ等ございましたら、事務局まで挙手をしてお知らせくださいますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、環境部長の半田より御挨拶を申し上げます。

○半田環境部長 おはようございます。環境部長の半田でございます。

きょうは、年末の非常にお忙しい中、第3回の環境審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、廃棄物の処理基本計画ということで、廃棄物処理法及び埼玉県の生活環境保全条例で策定が義務づけられている5か年計画の改定をしたいということでございます。現行の第7次計画が27年度、今年度で終了になりますので、平成28年度から32年度までの5年間の新たな廃棄物処理基本計画を策定したいということで、本日案をお示しさせていただいております。

本日は、忌憚のない御意見を賜りまして、よりよい第8次廃棄物の処理基本計画を作ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○司会（森田） ありがとうございます。

本日の会議は、委員数20名のうち17名の委員の御出席をいただいております。埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、本日は関係者といたしまして、国土交通省関東地方整備局企画部企画課課長補佐、細田理様にも御出席をいただいております。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を吉田会長をお願いしたいと思います。

吉田会長、それではよろしくお願いたします。

○吉田会長 それでは、これより私のほうで議事を進行させていただきます。

年末のせわしい中、会議を開かせていただきましたが、多数の委員の御出席をいただきまして、あ

りがとうございました。

まず、公開の件でお諮りをいたします。

審議会は、原則として公開することとされておりますけれども、本日の審議事項等を考慮いたしましても、公開することに問題はないと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○吉田会長 よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議の公開を認めます。

本日、傍聴者の方はおいでになられますか。

○事務局 本日の傍聴者は3人です。

○吉田会長 それでは、傍聴者の方に入ってください。

〔傍聴者入場〕

○吉田会長 それでは、会議を始めさせていただきます。

埼玉県環境審議会規則の第10条第2項に基づきまして、本日の議事録の署名委員お二人を私のほうから指名をさせていただきます。

本日の署名委員、小野委員と栗原委員をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。先ほど御紹介いただきましたように、本日の議事は協議事項が1件、内容が第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）についてでございます。

それでは、県の事務局のほうから御説明をお願いいたしたいと思っております。

○豊田資源循環推進課長 資源循環推進課長の豊田と申します。

第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の（案）につきまして、御説明をさせていただきます。失礼して、着席して説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の1、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）の概要について、こちらの1ページを御覧になっていただきたいと思っております。

最初に、1番、廃棄物処理基本計画の趣旨でございます。

この計画は、先ほど部長からもお話がございましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こちらの第5条の5及び埼玉県生活環境保全条例第18条の規定に基づきまして策定する5か年計画でございます。この計画を策定することによりまして、持続可能な循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関し、施策の統合的、計画的な推進を図っていくものでございます。計画の期間は、平成28年度から32年度ということになっております。

続きまして、2番、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（案）の概要についてを御覧になっていただきたいと思っております。

まず、第1章 廃棄物処理の現状でございますが、平成20年度から平成25年度にかけて、一般廃棄物でいいますと、255万8,000トンから241万4,000トン、産業廃棄物ですと1,266万トンから1,100万6,000トンへと、いずれも減少しております。ただ、一般廃棄物につきましては、ここ3年、横ばい傾向ということになっております。

続きまして、第2章 前計画の進捗状況でございます。

下の表を御覧になっていただきたいと思っております。一般廃棄物につきましては、1人1日当たりの生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、1人1日当たりの最終処分量という3つの指標がございます。このうち、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、目標達成に向けて順調に推移をしております。また、1人1日当たりの最終処分量は平成25年度時点で目標を達成しております。事業系ごみ排出量は、目標達成に向け5割弱、その表の中ですと進捗率というところがございますが、そちらに出ていますとおり5割弱までできております。

産業廃棄物の指標につきましては、最終処分量と最終処分率の2つでございます。最終処分量につきましては、平成20年度からは減少しておりますが、最終処分率は増加となっております。両指標とも目標達成に向けては厳しい進捗状況になっていると思っております。この最終処分量、最終処分率の目標達成が厳しくなった原因でございますが、東日本大震災の影響によりまして産業廃棄物の中でも占める割合が高い汚泥の再資源化が減少したためでございます。このように、東日本大震災の影響で産業廃棄物に関する指標の達成は厳しいものの、全体的な傾向といたしましては廃棄物の排出量削減が進んできているというふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。

第3章 廃棄物の将来予測でございます。上のグラフを御覧ください。実線が実績値、点線が将来予測値をあらわしております。この将来予測の方法でございますが、基本的には過去5年間の排出状況のトレンドをもとにして算出をしております。ただし、産業廃棄物につきましては、企業の経済活動の動向が影響することから、各産業の活動量のトレンドも加味いたしまして、将来推計を行いました。この結果、平成25年度と比較いたしまして、一般廃棄物で約4%、産業廃棄物では約7%、いずれも減少が予測されております。

続きまして、第4章 計画の方向性と目標でございます。

廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、適正処分の確保、こうしたことで天然資源の消費を抑え、環境負荷を減らす社会のことを循環型社会と申しますが、これまでの様々な取組により、ごみの排出量や最終処分量が減ってきてはおりますが、さらなる循環型社会の構築に向け、廃棄物の有効利用や排出量の削減、廃棄物適正処理の確保を進めていく必要がございます。

また、循環型社会の構築を進めていくためには、その重要な担い手である産業廃棄物処理業などの環境産業を育成し、適正処理と循環利用を促進していく必要もございます。

さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、平時から災害に備え、発災した場合には円滑で迅速な廃棄物の処理を進めていく必要がございます。

こうしたことから、計画の方向性を3Rや廃棄物の適正処理を推進し、環境産業の育成を図り、また災害廃棄物についても対策を強化することで、廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指すということとしたいと考えております。

そのことにつきましては、その4番の枠の中に掲げた方向性ということになります。

その下の枠のところ、目標の考え方の囲みを御覧になっていただきたいと思っております。

目標の設定については、この4つの視点を考えました。

まず、廃棄物の状況を総合的に把握するため、ごみを極力出さない社会づくりに関する指標といたしまして「排出量」、これを捕捉する目標が必要であります。

次に、埋め立てる廃棄物を減らすことを目指す「最終処分量」、これを捕捉する目標が必要であります。

また、県の廃棄物処理計画は国が定める基本方針に即して定めることと、廃棄物処理法に定められておりますので、近く定めることとなります国の基本方針に掲げられる目標値と整合をとる必要があります。

そして、指標というものは継続的に捉える必要があるということもございますので、第7次計画で設定した指標を引き継ぐこと、この4点を指標設定の基本的な考え方といたしました。

なお、国の基本方針でございますが、こちらにつきましては平成24年度を基本年次といたしまして、目標年次が平成32年度となっております。これに対して、埼玉県第8次計画は目標年次は同じでございますが、基本年次が25年度と、基準年次から目標年次までの期間が1年間少なくなっております。この違いを考慮いたしまして、国と同じペースで削減を進められるように案分をいたしまして目標設定を定めました。このような考え方により設定されたものが第8次計画の目標値でございます。

それでは、一番下の目標値の表を御覧になっていただきたいと思います。

まず、第1の目標は一般廃棄物の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量でございます。これは第7次計画では、1人1日当たりの生活系ごみ排出量と定めておりました。この家庭系ごみと生活系ごみの違いでございますが、家庭系ごみは生活系ごみから資源ごみとして分別して出す量を除いた数字でございます。これは国が間もなく発表いたします基本方針の中で、新たに目標値と掲げる予定となっております。この家庭系ごみという値は、家庭から排出される一般廃棄物の再生利用の取組状況を反映できることから、循環型社会の形成状況を把握するためには、よりふさわしい値であると考えまして、第7次計画の生活系ごみに代えて採用を考えております。

埼玉県の目標年次であります平成25年度の埼玉県の実績値でございますが、これは541グラム／人・日ということになります。ここから目標年次である32年度までに約7%減らすことを目指しまして、目標値を503グラム／人・日といたしました。

第2の目標でございますが、一般廃棄物の事業系ごみ排出量でございます。こちらは第7次計画から継続した指標でございます。25年度の実績値は54万3,000トンでございます。これを平成32年度までに約10%減らすことを目指し、目標値を48万8,000トンといたしました。

第3の目標は、一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量でございます。こちらを第7次計画から継続した指標でございます。平成25年度の実績値は49グラム／人・日でございますので、平成32年度までに約10%減らすことを目指しまして、目標値を44グラム／人・日といたしました。

第4の目標は、産業廃棄物の最終処分量でございます。これも第7次計画から継続した指標です。平成25年度の実績値でございます19万4,000トンから平成32年度までに約10%減らすことを目指しまして、目標値を17万5,000トンといたしました。

なお、目標値の設定につきましては、国の基本方針に沿った形で設定をしているのですが、こちらにつきましては国の目標値を上回るものとなっております。その理由でございますが、まず県で産業

廃棄物の最終処分量を予測したところ、その値が18万1,000トンとなりました。これに対しまして、国の基本方針の目標値から算出した値が、この予測値を大きく上回る19万2,000トンということになりました。予測値を上回るような目標値ということでは、目標値にはなり得ないと思いましたが、ここで県独自の目標値を設定することに考えました。その考え方では、予測値では減少傾向が緩やかにペースダウンすることが見通されております。そこで、これから施策的な努力をいたしまして、これまでの減少ペースを維持するということを考えますと、目標値が削減量として約10%、目標値が17万5,000トンということになったので、それを目標値とさせていただきたいと考えたところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第5章 目標達成に向けた施策の展開でございます。

先ほど御説明したとおり、計画の方向性は3Rや廃棄物の適正処理を推進し、環境産業の育成を図り、そして災害廃棄物についても対策を強化するというものでございます。そこで、施策の柱といたしましては、1番目として3Rの推進、2番目に廃棄物の適正処理の推進、3番目に環境産業の育成という3本を循環型社会形成を目指すための柱とし、これに4番目に災害廃棄物対策の推進という備えの柱を掲げまして、合わせて4本の柱により施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、主な施策を柱ごとに御説明させていただきます。

まず、第1の柱、3Rの推進でございます。リサイクルに先んじて求められます発生抑制、いわゆるリデュース、それから再利用、リユース、このいわゆる2Rを積極的に推進するために、食品ロスや事業系ごみの削減を進めてまいります。

また、リサイクルの推進では、建設廃棄物の再資源化や焼却灰のセメント原料化による再資源化の促進、各種リサイクル法の円滑な実施などに取組、リサイクルの量の拡大と高品質化を促進してまいります。

廃棄物系バイオマス利活用の推進では、食品廃棄物や下水汚泥などについて再資源化や効率的なエネルギー回収などを促進してまいります。

資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

将来に希望をつなぐ環境学習の推進については、家庭や学校、職場、地域など、あらゆる場での環境教育、環境保全活動などを通じて、持続可能な社会づくりの担い手を育成してまいります。

続きまして、第2の柱、廃棄物の適正処理の推進でございます。一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理の推進につきましては、立入検査を行い、廃棄物処理施設が適正に維持管理できるように指導いたします。また、効率よくエネルギーを利用する廃棄物処理施設の導入や、排出事業者の意識啓発などを進めてまいります。

不法投棄の根絶については、家屋解体現場の立ち入り、あるいは不法投棄防止の指導・監視などを行ってまいります。また、休日や夜間においても監視パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止・早期発見・早期対策に努めてまいります。

有害廃棄物の適正処理については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理計画に基づき、確実に適正な処理を推進いたします。また、アスベスト廃棄物については、解体工事現場への立入検査

を行うなど、適正処理を徹底してまいります。

安心・安全な最終処分場の確保については、県営最終処分場である「埼玉県環境整備センター」について、引き続き透明性の高い運営を推進してまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。

第3の柱、環境産業の育成でございます。産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップについては、将来にわたって廃棄物を適正に処理し、循環型社会の推進を図るため、廃棄物処理業のイメージアップと人材育成などを進めてまいります。

リサイクル産業発展の促進については、環境負荷の低減と経済活性化につながるリサイクル産業の発展に向け、リサイクル製品の認定や彩の国資源循環工場の適切な管理運営などを進めてまいります。

続きまして、第4の柱、災害廃棄物対策の推進でございます。平時からの備えの強化については、万一の発災に備えた準備をいたしまして、実効性のある災害廃棄物処理計画を策定してまいります。また、市町村等との協力体制の構築と連携強化に取り組んでまいります。

発災時の対応については、発災した場合、情報収集に努め、災害廃棄物を円滑かつ迅速に、適正な処理が行えるよう協力支援体制を整えるなど、柔軟で適切な対応を行ってまいります。

続きまして、第6章、計画の推進に向けてでございます。計画の推進に向けて、県民、排出事業者、廃棄物処理事業者、市町村、県それぞれが互いに連携しながら、社会全体で取組を進めてまいります。また、指標の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を行ってまいります。

それでは、最後にお手元には参考資料としてお配りさせていただいておりますけれども、第8次埼玉県廃棄物処理基本計画の策定スケジュールについて、こちらを御覧になっていただきたいと思っております。

これまでの経緯でございますが、県議会におきましては、9月と12月の2回の定例会におきまして、この計画の方向性や概要などについて御説明をさせていただきました。また、現在は県民コメント及び市町村等への意見照会を行っているところでございます。

本日、計画素案の概要を報告をさせていただき、委員の皆様方から御意見などを賜りたいと考えております。

今後の策定スケジュールでございますが、委員の皆様方からいただいた御意見や県民コメント、あるいは市町村等への意見照会の結果を取りまとめまして、これをできる限り反映する形で計画素案を定めまして、2月に予定されております本審議会に諮問させていただきたいと考えております。そして、御答申をいただきました後に、3月中に知事決裁を得て、策定したいと考えております。

以上で、第8次埼玉県廃棄物処理計画の概要の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいま担当課長さんのほうから詳しい御説明をいただきましたが、これから審議に入りたいと思っております。まず事実関係の確認でございますとか、あるいは今御説明いただきました事項についての解釈、あるいはバックグラウンドについての御質問がございましたら、クларリファイするという意味で先に御質問をお出しただいて、その後、御意見を出していただいで討議をするという順序にしたい



と思います。

まず、御質問がございますでしょうか。

小野委員。

○小野委員 今、資料1の1ページと2ページの下の表の1人1日当たり生活系ごみ排出量というのは、非常に一般の人はわかりにくいんですね。集団回収量が2ページ目は引いているわけですね。一般的に、集団回収による資源回収というのは、ここ10年ぐらいもう停滞しているんですね。そうすると、その辺の政策論がないとやっぱりきついし、それをあらわす表があるといいと思います。

それから、中間処理施設というか、一般廃棄物の焼却場で急速にある時期から、排出量は停滞しつつあるんですけども、再資源化量が非常に高くなってきています。これは市町村の努力だと思うんですけども、その辺のバックグラウンドがきちんと書かれていないと、どうやって廃棄物を削減していくのか、残りのこの500グラムちょっとを、一般の人に表現するときに、非常にわかりにくいので、この辺をもう少しわかりやすい表にさせていただきたい、この表は国と全く一緒なんです、表現の仕方がね。なので、県としては、もう少し県民にわかりやすい表現にさせていただきたいというお願いです。

○吉田会長 小野先生の御発言はいきなり御意見になってしまいましたので、少し難しい話ですが、これはかなり重要な問題だと思います。とりあえずお聞きした状態にして、先に質問のほうを処理させていただきます。

先に御質問がございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この概要、資料1の4ページに書いてある、例えば柱の2番の廃棄物の適正処理の推進の中の2つ目、不法投棄の根絶というところで、枠の中に不法投棄監視の徹底（重点）とこうありますね。さらに、その下の項目でもPCB廃棄物の適正処理の推進（重点）と、それから右のページに移り、（重点）が4つほどあります。この重点について、どうしてこれを重点とするのかをお示しいただきたいと思います。

何でこういう質問をするかといいますと、例えば不法投棄の根絶ですけれども、県におかれましては不法投棄110番、あるいは県による定期的パトロール、あるいは民間警備会社による休日・夜間の監視パトロール、あるいは警察との連携、さらに立入権限を付与した市町村職員の県職員との併任制度等、大変御努力をいただいていると思います。そして、一定の効果は上げていると思います。さらに、重点と掲げる理由を教えてください。

○吉田会長 これも非常に重要な御意見に近い内容であろうかと思います。

そのほかに、まずこれに付言してございませんか。

江原委員。

○江原委員 すみません、確認ですけれども、今の重点という話ですが、個別にどれが重点という意味ではなくて、この重点というのはどういう意味といいますか、もともと前の計画でも重点として置かれていたのか、それとも今回新たに重点みたいな形になったのかというところを教えてください。

○吉田会長 これをお答えいただけますか。現行と新しい計画案との対比のお話だと思います。

○豊田資源循環推進課長 まず、重点で第7次計画の重点と第8次計画の重点の関係でございますが、もちろん第7次から引き続き重点というものもございますし、新たに第8次計画で重点と考えているものもございます。

例えば、不法投棄監視の徹底につきましては、一応これを重点として、重要な問題として考えているので、これは引き続き重点的に取り組んでいく施策として重点になっておりますし、例えばこちらの第3章の環境産業の育成、こちらにつきましては第7次計画では1つの章立てという形では大きく取り上げていなかったところがございますが、循環型社会の形成には担い手の重要な一翼を担う環境産業の育成が必要だろうということで、こちらを重点的に取り組んでいこうという、新たな施策展開を図っていくという意味を込めまして、こちらの産業廃棄物の業界のイメージアップと人材育成や高度化というものを新たに重点としたものでございます。

また、災害廃棄物につきましても、こちらにも新しい項目でございます。東日本の大震災を受けまして、廃棄物処理法が本年度改正されまして、都道府県の廃棄物処理計画、これは廃棄物処理法で定めることになっておりますが、その中に災害対策の備え、こちらを位置づけるというのが新たに規定されましたので、それを受けまして、こちらのまず廃棄物処理計画を作ろうということで、今回は新たに重点にさせていただいております。

○吉田会長 そのほかございますか。

小口委員。

○小口委員 埼玉大学の小口ですけれども、細かいところで確認させてください。2ページの下の方、目標値と書かれているところですが、上から例えば1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、それからその2つ下の最終処分量、これを引いた値が何らかの形で再利用されているという理解でよろしいでしょうか。

あと、同様に事業系ごみ排出量に対する最終処分量、これにつきましても何らかの形で使われているということでしょうか。

あと、もう1点、その前のページの、1ページの下の方になりますけれども、例えば1人1日当たりの生活系ごみ排出量が平成25年度の653という値、2ページのほうですと、平成25年度のところが今度は541という値、これは先ほどおっしゃってくださった生活系ごみから再資源できたものを引いたものが家庭系ごみとする、という理解でこの数字が決まっていると理解してよろしいでしょうか。

○吉田会長 それについてお願いします。

○豊田資源循環推進課長 まず、生活系ごみの排出量と最終処分量の関係でございますけれども、まずごみとして出されたものは再利用されるものもございますし、焼却処分されるものもございます。いろいろな処理をして減量がされて、最終的に最終処分、埋め立てになります。生活ごみから家庭ごみを引いた値が全て再生利用されているというわけではありません。当然、焼却処分されますので、その分で減量化されている量もあります。

それから、まず生活系ごみの25年度の値が653で、それから家庭系ごみだと541、この差は何かということでございますが、先ほど御説明させていただいたとおり、要するに資源として処分、回収する

と、集団回収ではなくて市町村が資源ごみとして回収している量、こちらを引いたものでございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

○小口委員 ごめんなさい、あと1点。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○小口委員 すみません、続けて、ごめんなさい。

あと、こちらの表に載せていただいているものは、県内でカウントしているものでしょうか。例えばよそから、特に事業系などは考えられるとも思うのですが、よそから委託されているものも含まれているのでしょうか。

○豊田資源循環推進課長 一般廃棄物につきましては、当然市町村に収集義務がございますので、こちらは外から入ってきたものということではございません。一般廃棄物の事業系ごみについては、その市町村にある事業所、市区内で発生した事業所から発生したごみを排出量としてカウントしております。産業廃棄物については、広域処理ではございますけれども、最終的に県内で処分をした量の処分量と処分率、率のほうは発生量でございますので、発生量が県内の事業所から発生した産業廃棄物を収集しております。

○吉田会長 よろしゅうございますか。

○小口委員 はい、ありがとうございます。

○吉田会長 今のお話も非常に複雑ですね。

例えば、民間事業者が行う一般廃棄物の最終処分量というのは、場合によっては、埼玉県内に民間事業者が最終処分場を確保して他県の一般廃棄物を埋め立てるという事例は県内にはないんですか。

○豊田資源循環推進課長 民間事業者が最終処分場を持っているということは、埼玉県内ではございません。ただ、県営の最終処分場、環境整備センターは市町村からのごみを最終処分、埋め立てしているということはございます。

○吉田会長 県外から、そういう形で途中で入り込むということは一般廃棄物についてはないということですね。はい、わかりました。

よろしゅうございますか。

はい、どうぞ、畠山委員。

○畠山副会長 一般廃棄物等、県である程度一定的な計画が見込めるものと、この災害廃棄物のように、毎年同じ規模の災害が起こるわけではありませんので、今年の大水害のようなことが起これば、相当な量のものでしょうし、ほとんど災害のない年もあるでしょうから、その辺のところはどのようにあんばいをしているのでしょうか。

○豊田資源循環推進課長 災害廃棄物については、県の地域防災計画等で想定される災害等いろいろ予測しておりまして、その発生する量も大まかではあります。その処理を具体的にどうしていくかということについては、これから来年度以降になるかと思えますけれども、災害廃棄物の処理計画を作っていくということで、どういう災害ではどのくらいの量が発生して、その処理はどのようにやったらいいかということのをこれからきちんと具体的に使えるような形で、いろいろなシミュレーションな

ども行いながら、併せて図上訓練等も行いながら、使える計画にしていきたいと考えております。そのような計画を作っていこうというのが、こちらの廃棄物処理基本計画の第2章の中の重点として取り上げさせていただいております。

○吉田会長 御発言がかなり意見のほうに近づいてまいりましたので、これからディスカッションに入りたいと思いますが、私のほうから1つだけ、事実関係の質問をさせていただきたいんですが、新しい第8次の基本計画案とですね、現行の計画との異なる点、主要な異なる点をもう一度整理していただけますか。

例えば、先程の生活系のごみは家庭系になったこと、市町村が回収を行う資源ごみは外しましたというのが1点だと思います。

○豊田資源循環推進課長 大きな変更点につきましては、会長がおっしゃったとおりの点でございます。もとの施策については組み替え等をしておりますので、例えば第7次と第8次の同じような計画が位置づけとございますか、章立てが変わっているところで線を引くと、かなり錯綜いたしますけれども、新たなものとして取り上げる大きな点といたしましては、環境産業の育成というものを1つの章立てとして大きく打ちだしたことです。それから、災害廃棄物についての章を新たに立てて設けたということがございます。

指標といたしましては、基本的には第7次の計画の指標の継続性ということを考えて引き継ぐということにしておりますが、生活系ごみを家庭系ごみに、これは国の基本方針に沿った形で変えていくということと、最終処分率については基本的に量を把握するのがまず大事だろうということと、率については排出量が減ると率が上がるという逆なことも予想されますし、廃棄物の最終処分率というのは既に現状で1.7%、そのように非常に低い値になっておりますので、その数値が0.1%以上の変動しか捕捉できないという点もございますので、そういった点から最終処分量を把握することで産業廃棄物の取組については捕捉できるのではないかと考えて、指標は5つから4つになっております。

以上が主な変更点です。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、本日、御提示いただきました案について、御意見を含めて本格的な議論をこれから進めさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭に小野先生から御指摘のございました非常に1ページと2ページの目標に関する表、中身の変更もあるし、わかりにくいという御指摘がございました。その辺、もう一度具体的にお示しいただけますか。

○小野委員 先ほどの豊田課長からの説明にありましたが、一般廃棄物の生活系ごみ排出量というのが1ページ目というのは25年度653グラム、2ページ目の同じ項目のところを比べると541となっていて、この差は集団回収量と焼却場等での資源化量を引いたものですよね。集団回収量が入っていないのですか。

○豊田資源循環推進課長 最初から入ってないです。

○小野委員 集団回収量は集団回収量で、やっぱりどういうふうに変動してきているのか。それから、

焼却場等、もしくは中間処理施設、市町村等で資源化を相当努力されて伸びてきていますよね。ただし、今このところ数年は停滞ぎみであるようですが。やっぱりそういう情報をきちんと載せて、政策論としてどうするんだということがないと、家庭の人たちに、県民の人たちだけに努力せよというふうに聞こえてしまうわけですね。なので、やっぱりその辺はそれぞれのパーツ、パーツのところでの努力目標、もしくは努力してほしいみたいなどころがないと、きちんとした削減計画にならないのかなと。

○吉田会長 ありがとうございます。

今の小野委員の御指摘に関連した御意見ございますか。

どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 一般公募の丸山です。

私もその点に関して、家庭の中で推進するために県がどんな提案をしているか注目をしています。資料3ページ目、真ん中ぐらいですが、「ごみを出さないライフスタイルの推進」では、漠然としています。この表現を少し具体的な活動案として出していただくと、私たち家庭の中で、実行できる活動になると思います。その点もし考えがございましたら、教えていただきたいと思います。

○吉田会長 小野先生と同じというか、丸山委員の御意見は国民の努力すべき方向を明確に示し得るような、そういう数値を束ねて目標を導いたり、あるいは計画の記述の中においても具体的に国民に求めるべき努力の方向性を示すことが必要ではないかというご趣旨かと思いますが、課長のほうでお願いいたします。

○豊田資源循環推進課長 まず、小野委員からのお話のあった中で、集団回収量の状況についてでございますが、それはこちらの計画では特にここにお示しはしておりませんが、毎年その状況は把握しておりまして、やはりかなり減少傾向が続いております。こちらについては、リサイクルを進める上では重要な取組ではございますが、なかなかこれを増やしていくというのは難しい状況にあるかなと考えております。再生利用につきましては、市町村の皆様方が非常に分別を徹底されまして、再生利用というのは増えてきているんですけれども、最近頭打ち状況といたしますか、それ以上進まない状況です。1つ大きく考えられるのは、例えばリサイクルの中では非常に優秀な紙ですね、紙のリサイクルが市町村の扱う範囲ではない、民間の中で回っていく状況が非常に増えてございます。そういったいろいろな状況がございまして、なかなか再生利用が進んでいかないということがございます。

そうした中で、なぜこの生活系ごみではなくて、家庭系ごみにしたかということでございますけれども、個々の指標を見ていくということではなくて、総合的にその排出量の抑制ということを考えていくことで、この生活系ごみの中でも資源としていろいろ分別して出していくということによって、生活系ごみは減ってまいりますので、そうした取組も把握できるということで、この指標を考えました。

ただ、今回の概要の種類につきましては、確かに表示的にはわかりにくいところも非常にございますので、その辺は今回の中ではもう少し細かく説明させていただいておりますので、その辺のわかりやすさについてはまた工夫してまいりたいと思っております。

それから、丸山委員からの御質問でございますけれども、ごみを出さないライフスタイル、概要に

は1行だけでしか説明してなくて、個々の施策については時間の関係で割愛させていただいてしまいましたが、資料2のほうの基本計画（案）本体のほうの42ページにございますけれども、こちらにはごみを出さないライフスタイルの推進として、どんなことに取り組みっていくのかというものを簡単に記述させていただいております。

今も進めておりますが、マイバック運動、マイボトル運動、こういったものは身近にできるリデュース、ごみを出さない取組です。こういったものを引き続き続けていくということでございますけれども、個々、細かい施策は具体的にここに掲げておりませんが、家庭生活それぞれの場面においてごみを減らす取組というものを総合的に進めていけたらいいのかなと考えております。

○吉田会長 いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか、丸山委員。

そのほかに記載すべき事項、御指摘がございましたら。

○丸山委員 そうですね。私たち生活している人たちに、目に見えるようなエコな展開をするといったと思います。私、ふだん友達に進めているのは、日本の風呂敷などをちょっとバックに入れていくということもあったらいいのかなと思っています。

それから、着回しという、最近民間でちょっと騒がれているリサイクルに子供たちの学校の制服をうまく回転させるシステムがあります。具体的なものがあると、もっともっと全体的にごみを出さない方向にいくと感じています。

○吉田会長 ありがとうございます。

これから計画を具体化する中で、県側も御考慮いただければと思います。

それから、小野先生の御指摘事項に関連して、本文、資料の2の中の今日段階での案の中では7ページあたりに集団回収の量の推移とか、市町村による回収量とか、再生利用率というのを書いていますね、その辺も参考にさせていただきながら、議論を進めたいと思います。

○小野委員 今の丸山委員のリユースのお話ですけれども、この概要の3ページのところで2R、リデュース、リユースの推進になっているんですけれども、国はリユースが推進されていないので、特にリユースを推進せよというのが国の基本計画の中にありまして、2つ一緒にするよりは、やはりこれからリユースを促進するんだよという意図の項目分けというのは必要じゃないかなと。国の政策論を受けて県がやるとするのであれば、リユースは別項目にして、今、丸山委員がおっしゃったような、どうやって循環させていくかということ記述なさったほうがいいと思います。リユースが非常に遅れているんですね。リサイクルはマテリアルやサーマルリサイクルなど今工業的に進展しているんですけれども、リユースがうまくいっているのは産業廃棄物だと車くらいで、なかなか一般廃棄物のほうはNPOの団体の方々がかよく回しているだけで推進されていないという部分があるので、その辺はきちんと政策論として出されたほうがいいんじゃないかという意見です。

○小口委員 すみません、関連して。

○吉田会長 はい、関連して、小口委員。

○小口委員 ちょっと関連して、半分質問なんですけれども、今例えば民間やNPO団体によるリユースの実施、特に古着衣料などは、よくリサイクルショップとかで売られていたりします。あと、リ

サイクルショップまでいなくても、インターネットでそういう活動をしている若い人たちが今いるんですね。多分、そういう情報は把握し切れていないんじゃないかと思うのですが、ただ先ほどの紙ごみと同様に、民間委託に半ばされてしまっているものですよね。だから、結果として資源系ごみの回収が減っている。そこを把握すれば今後の方針につながってくると思います。そういう民間を取り込もうとするのか、それとも自治体独自でそのような活動を進めていくのか、民間では結構やられていると思うので、そこを何かうまく利用していくとか、活用していく方法も何か1つの道としてあるのかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○吉田会長 課長。

○豊田資源循環推進課長 確かに、こういった活動、特に廃棄物の削減を進めていくということは、行政側で働きかけていくということが主な取組になっていたと思います。活動をしていただくということになりますので、既にそういう活動が始まっている、それをさらに促進していくような、サポートするような取組が重要であろうと考えております。

数字的に、それを把握するということが実は非常に難しいという状況でございますので、例えば現在数字で把握できるのは市町村が把握できている数字ということでございますので、それ以外のデータはちょっと把握するのは難しいので、施策的にそういった取組をどんどん促進していくということは考えられていくのではないかなと思います。

○吉田会長 今、御指摘ございましたリユースというのは確かに今までの廃棄物業者の中ではなかなか統一的に把握できていないように思います。リサイクルショップは実はリユースショップではないのかとも思います。特に衣料品なんかそうであろうかと思えます。

一方で、一升瓶は昔から、ビール瓶もリユースしているんですけれども、それ以上に広がらない、日本人は特にプラスチック容器をリユースする発想がないと、長らく言われてきました。その辺もひとつ、今御指摘いただいた事例なのかと思いますが、この資料の2の42ページに2Rの推進と書いておられる中で、例示に上がっているのが(1)、(2)、(3)、これいずれもリデュースなんですよ。ひとつ何かリユースのサンプルを示していただくということも必要なんじゃないかなというふうに思います。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 産業廃棄物の適正処理の推進のところ、日常的に病院から出ている廃棄物は有害廃棄物に回っているんでしょうか。結構、危険なものもあるのではないかなと思って、日頃から気にはなっているんですが、教えてください。

○吉田会長 お願いいたします。

○田中産業廃棄物指導課長 病院から出るごみもいろいろあるんですけれども、病院から出るごみの中では感染性廃棄物、例えば血液の付いたガーゼとか、あとは針とか、注射の関係のものというのは、感染性廃棄物として処理されます。感染性廃棄物につきましては、県内ですと焼却処分という形で感染性廃棄物がほかのものと触れないような形で、まず病院からハザードマークの付いた箱という形で処理業者さんが運び、それで処分業者さんにいって焼却処分をされるということが多いです。

産業廃棄物ですので、県外に運ばれる場合もあるんですが、同じような形で安全な形で収集運搬、

それから処分がされていると思います。

○吉田会長 よろしゅうございますか。

渡邊委員。

○渡邊委員 というのは、今医療費がゼロ歳から74歳までと、75歳から亡くなるまでの医療費が全く同じで、これから2025年、35年を目指して私たちが老人になっていくわけですね。それで、病院にかかることも大変多くなっていくという中で、きっと増えていく産業廃棄物だろうなとちょっと思いましたので、質問させていただきました。

○吉田会長 どうでしょうかね。量的にはどのくらいの産業廃棄物に対する比率なのかおわかりになりますか、県内でなくてもいいんですが、全国ベースでもよろしいんですけども、特別管理の産業廃棄物の中での医療、感染性ですかね、おわかりになりますか、お願いします。

○田中産業廃棄物指導課長 感染性廃棄物、病院から出るような感染性廃棄物は、平成25年度の産業廃棄物処理実績報告書によると、2万514トンですね。

○吉田会長 県ですね。

○田中産業廃棄物指導課長 県内の事業所、県内の病院から出る感染性廃棄物は平成25年度の実績でいくと2万514トンということになっています。もちろん、全体の産業廃棄物の量から比べるとものすごく低い値、割合的には少ない形になっていますが。

○吉田会長 量的にはそれほど多くはない。これから、確かにおっしゃったとおり高齢化社会が進めば、あるいは医療の技術が発達すれば増えるかもしれませんが。

一方で、安全管理の体制というのは、かなり整えられているのではないかと思います。その辺も、ひとつテイクノートしておくべきことかなと思います。

よろしゅうございましょうか。

そのほかの御意見、小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今回の7次と比べて一番違う点は、環境産業を育成することだと先ほどおっしゃられました。

まず、1つは廃棄物や下水道はイメージが悪い、何とかイメージアップしようということ。それから、リサイクル産業の発展を促進というので、ターゲットにしているのが廃棄物処理をしている業者ということで、私はこれは随分積極的でないプランだと思います。最終的な目標は持続可能な社会の形成というのをうたっているわけですから、それにしてはここで上げているものが余りにちょっとスケールが小さいのではないかと思います。

1つは、計画はやっぱり県民の人がこれを生かして何とか頑張ろうという、よいイメージを持ってもらう。そういうためには、それではこの持続可能な社会を形成するには、一体何があり、何ができるか、行政のできることで、それから市民ができること、NPOができること、ある程度そういうものを図に示して、イメージ化できるようなものを示さないと、この文章だけでは人がついてこない。わかりにくいということで、目指すべきイメージというのを、持続可能性とここに上げているものを結びつけて考えられるようなものにしていただきたいというのがあります。

例えば、イメージアップというのも、悪いのではなくて、悪いイメージをよくするように、市民が



それに自分も加わりたいと思うようなビジョンというのを作るのがいいと思います。

ちょっと長くなりますけれども、私、2週間前に佐賀へ視察に行く機会がありました。佐賀でビストロ下水道というのをしております、それで下水処理場から出る活性汚泥を肥料にするだけでなく、再生水を畑にまく、それから下水処理場の、佐賀は有明海で日本一のノリの産地なんです、下水処理場で余り水をきれいにしてしまうために、栄養源が少なくなるので、季節管理というのをしています、ノリを養殖する11月から3月までは、あえて下水処理場のアンモニアの量を減らさないで流すことによって、ノリの成長がよくなって質もよくなったというようなことで、例えばこれは下水処理の例を今示しましたが、そこにかかわる業者だけじゃなくて、農業者、それから漁業者、それから家庭菜園なんか大きいお庭持っている人が関わって、いろいろなセクターの人がかかわれるような、そういうビジョンにさせていただかないと、イメージが悪いから何とかイメージよくしましょうというだけでは、本当によくならない。一人一人が自分ごととして考えること、それから廃棄物、下水道等、環境基準を守るといふところにしか目がいていない人が多いかなというのが私の印象で、もっともっと社会へ出て発信して、これだけ新しいエネルギーも使えますと、それからバイオマスもですね、いろいろな使い方がある、そういうのを積極的にしてほしいと思っています。

今、佐賀の例を話しましたが、ここでは市内を走るバスにミドリムシと飛行機の絵が描いてあります。ミドリムシで飛行機を飛ばせよう、まじめに考えているようですが、ミドリムシから処分場の熱エネルギーを使って飛行機の燃料を取り、その燃料で飛行機を飛ばすということで、これはユーグレナでやっている例もありますが、これもかなり実用段階に近くなっています。そういう夢を与える、埼玉県でそういうバスを走らせることに人がかかわる、やはりイメージ悪いから何とか協議会を作ってイメージを上げる、それよりはもうちょっと循環型社会に向けた具体的な楽しいプランというのを考えてほしいし、やはりいろんなセクターの人がそれにかかわれる、そういうイメージを描いていただきたいなと思っています。

それから、もう1点は、43ページの廃棄物系バイオマス利活用の推進ですが、例えば1番の食品廃棄物のバイオマスの利用促進、大変いろいろないい施策が書いてあると思います。例えば、43ページの2項目目の食品廃棄物バイオマスのエネルギー活用については、産官学連携による取組により県内での事業化を促進・支援しますとかです。3番目の下水の汚泥バイオマスの利活用の推進、ここでは従来は焼却した下水汚泥を固定燃料化し、エネルギーとして活用していきますとか書いてあるんですが、具体性がないのと、それから既に今までにどういうことをして、どこまで進んでいるのかということ、計画の資料でもいいと思うのですが、既にどれくらいやっていて、どういう現状にあって、例えば産官学連携の取組の幾つかを既に事業化したとか、こういういいモデルがある、今回は、それをさらにその3つを5つに増やすとか、現在の記述は余りに抽象的で、これだけではもう本当に真剣にやる気があるのかととられかねないかなというような点がちょっと気になりました。

以上です。

○吉田会長 小堀委員、今場所の名前をおっしゃいました、佐賀とおっしゃいましたか。

○小堀委員 佐賀県佐賀市です。

○吉田会長 佐賀市ですね、わかりました。

関口委員。

○関口委員 私も、環境産業の育成のところが新しく加わったということで、そこをずっと重点的に見ていたんですが、今お話があった部分にもちょっとかかわるんですけども、この内容を見ますと、基本的には環境科学国際センターが協力をして高度化のための研究とか、そういうところでは県がサポートしますよということが書かれていて、あとほかは読んでいくと、結局は産業廃棄物業者を積極的に使おう、それからそういうものやっというところはよく書かれているんですが、では高度化の施設とかを実際にどう本当に高度化していくのかとか、多分設備投資にもお金がかかりますし、業者側はやっぱり簡単には高度化できないと思うんですね。その部分を県として研究というか、ベースの部分だけではなくて、どういうふうに本当に高度化をして、将来像を描くかというところが重要で、それが今、小堀委員がおっしゃったように絵を描いて、将来的にここでこう組んで、ここは高度化されれば、こんな処理ができますよというところにつながっていくと思うんですね

一応、今書かれている項目だけを見ると、ベースは一緒に協力して研究なり、相談というか、やっていきますよと。そして、より積極的に委託はしていきますよ。じゃ、委託先の本当の高度化というのは、どのように県でやっていくかというところがちょっと見えないというところが気になるところかなと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

○小野委員 3番の環境産業の育成で、産業廃棄物処理業者とあるんですけども、関東圏の中で神奈川、埼玉、千葉というのは中間処理業が非常に多い県なんですね、東京圏の中で、東北地方などに物を流す拠点になっているのが埼玉県です。また、インバースマニファクチャリングという考え方があり、逆に廃棄物側からいろいろな製品を見ていこうという流れが1つはあります。その中のパイプ役に産廃業者がなると良いのですが。なおかつ、関東圏の中での中間処理業の拠点は、今神奈川が大分少なくなってきており、千葉、埼玉が拠点になっています。拠点、すなわち埼玉は物量の基地になっているわけで、やはりそういう意味合いの育成、そしてパイプ役として廃棄物を資源化していくためには、技術の高度化という視点で見ていくことが必要です。関東圏における全く違う地理的条件の中で生まれてくる新しい産業として、いろいろな産業にパイプとしてつなげていくための技術の高度化が必要です。ほとんど今は、サーマルリサイクルとマテリアルリサイクルで埼玉県だとマテリアルとしてセメント業が非常に発達していますから、セメント業に流すパイプラインが大きくなっているわけですね。やはりそういう意味での書き方というのが、両先生がおっしゃったようにちょっと見えてこない。

○吉田会長 今、お三方から御発言ございました趣旨は、恐らくできるだけ親しみやすい、あるいはポイントを突いた、県内における廃棄物発生と処理というものを、全国的な視野で見たときの位置づけを十分踏まえ、しかも県民にわかりやすい、あるいはイメージがわくような計画をという御趣旨が相次いで発言されました。

どうぞ。

○武内委員 今ちょうど全体の方向性とか、そういうものも必要だという話の中で、最初から気になっていたのは、この重点施策というのがあるのですが、要はこの資料2の中でも現状と課題のところ

です、その課題の部分が余り記述されていなくて、何で重点施策になるのかなどを具体的に課題をもう少し掘り下げて、あるいはどういう方向へ持っていきたいんだというのを記述したものを説明を、もう少し加えたほうがいいかなという気がします。

例えば、この概要を作るにしても、ここのところは現状の、あるいは課題のところはほとんど述べられていないんですけれども、やはり課題があって、こういう方向で、これを重点的にやらなければいけない。今の例えば環境産業の育成も、ちょっと課題のところから何も出てこないような気がしました。そこをちょっと全体の中で考えていただきたいと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

今の武内委員のお話は、先ほど鈴木委員からもあった、なぜ不法投棄対策が重点なのかという御質問、あるいは御意見等が問題であろうかと思えます。ですから、今の武内委員、それから以前に出していただいた鈴木委員の御意見、5名の方の御意見を束ねますと、いかに魅力的な、あるいは的を射た計画に仕立て上げていただくかという、ある意味ではエディトリアルな問題でもある。それから、もちろん施策そのものの、いわば覚悟の問題でもあろうかと思えます。

一方で、法定計画でもありますから、エンドレスにあらゆることを書いてというわけにもいかないのではないかと思います。その辺は、この本体である処理計画をこれから県で煮詰めていただくときに、編集上の工夫もありますけれども、それだけにこだわらないで、この計画以外にも普及啓発のための活動というも行われるでしょうし、研究所での研究計画についても予算に反映されていくでしょうし、あらゆる場面で的確に反映されるようにということも含めてお願いをしていくということによろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ、渡邊委員。

○渡邊委員 今、各都市でいろいろなものを焼却したときに熱が発生するわけですよね、そのときにその熱を利用して何かをするということに対して、やはり市とか、その自治体だけでできないものがあるのではないかと、または頓挫しているものがあるのではないかとという危惧を感じることもあります。そういうところを、ぜひ援助するようなシステムなどもあるといいなと思っております。よろしくお願ひします。

○吉田会長 今のお話は、焼却に伴う熱の有効利用のことですか、サーマルリサイクルとも言うんですが、その辺も、何か課長のほうで県内のサーマルリサイクルの進展度についての、あるいは関連した情報ございましたら、御紹介ください。

○田中産業廃棄物指導課長 では、産業廃棄物の焼却炉に対してといいますと、県内に何社か熱というか、焼却から発電をしている業者さんがございます。5事業者さんがありまして、産業廃棄物で焼却する熱を発電に利用している。いわゆる自己処理というか、自分の製造業者が焼却するのも含めて、5事業者さんが焼却炉の熱から発電を行っております。

○豊田資源循環推進課長 一般廃棄物の熱利用、サーマルリサイクルに関してでございますが、焼却施設自体が現在47施設ございまして、その中で熱利用しているのが、余熱利用ですけれども、37施設ございます。その中で、その利用の仕方ですけれども、いわゆる発電をしているものが10施設ございます。現状は、こういう内訳になっております。

○吉田会長 その辺も、ますます進めていかなければいけないとともに、ごみ発電は効率が悪いのでですね、技術論としては反論もあるやに聞いておりますけれども、その辺を踏まえて御検討いただければと思います。

どうぞ、丸山委員。

○丸山委員 丸山です、すみません。

この資料をいただいたときに、ちょっとびっくりしたことがございまして、それを御説明願いたいと思います。この資料の11ページの市町村別の処理状況の中に、日高市の再生利用99%、ベースが同じでしたら、この99%はすごいことで、どうして99%になったのか御説明いただけたら、目に見える再生利用の活動がわかってくると思ったのですが、御説明をお願いいたします。

○豊田資源循環推進課長 日高市は特殊事情がございまして、市内にセメント工場がございまして、焼却処理をせずにセメント原料としているということでございまして、いわゆる全ての市町村でそれをやることは難しいと思います。

全国的な統計からは、特殊な状況だということなので、カウントされていないんですね、リサイクルの上位市町村というランキングでは、日高市、市町村の中では特殊な事情ということで、数字的には1位なんですけど、1位としては発表されていないということでございます。

○吉田会長 よろしゅうございますか、特殊な事情でセメント焼成炉自身が廃棄物焼却炉の役目を果たしている、それをリサイクルと考えているということですね。

小口委員。

○小口委員 2点あります。今の話に関連して、例えば、ほとんどのごみを日高市に持って行ってということではできないのかどうか。

あと、もう1点は、これはもう少しまじめな話です。先ほど、環境産業の育成のところ、ちょっとどのタイミングで申し上げようかと悩んでいたのですが、例えばよくマスコミ経由で産官学連携の話があって、大学と連携して研究を行って、そこでベンチャーを立ち上げて、それで産業化するという、そういう仕組みがよく報道されていますね。そのような形で産官学連携を推進してベンチャーを立ち上げ、産業育成みたいな、もしそういう方針が固まったとしても、そこまで書けるものなのでしょうか。

○吉田会長 それは、書けるかというのは、法定上書けるかと、法律に制限があるか、なければ書けそうですねということをおっしゃっておられるのだと思います。何か課長のほうから、ポイントを突いたお返事がいただければと。

○田中産業廃棄物指導課長 環境産業の育成については、今まで産業廃棄物の行政というのは規制行政という形で国の法律に従って、悪いことをする人を取り締まる、それで環境保全をというところだったんですが、今後はいわゆる主に廃棄物から資源をつくり出す、もしくはエネルギーを作り出すというような環境産業のほうに支援をして行って、それで環境保全を確保していこうという視点を入れていこうということになっています。

今回の場合は、いろいろ御意見いただいたりして、確かに産官学というのは非常に重要だと思っております。産業廃棄物業者さんの中にも、大学と連携して研究されている方もいらっしゃるというふ

うに聞いております。埼玉県は、環境科学国際センターという実質的なところですのでサポートができるようなところがございますので、そこと、それから相手先が見つければ、確かに産官学でやっていくのが本当はいいかなというふうには考えております。

ただ、ちょっと今現在、産官学でという計画というか、具体的なものがなかったので、書いていないということにはなっております。御意見踏まえて、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○吉田会長 課長、どうぞ。

○豊田資源循環推進課長 セメントの原料化についてでございますが、やはり無制限にセメント原料化するというわけにもいきませんので、一定の割合というのがございます。それについては、県内の市町村がセメント原料化するに当たって、セメント事業者と協定を結んで、ここまでは原料化できるよという約束をしまして、その範囲内でほかの市町村でもセメント原料化というのは再資源化の1つとして取り組んでおります。25年度の実績ですと、県全体で約5万7,000トンぐらいがセメント原料化されているということです。

○吉田会長 ありがとうございます。

昔の知識しかないんですけども、ポルトランドセメントに10%ぐらいまでは廃棄物入れられますよという話聞いたんですけども、今はパーセンテージからいうとどのくらいなんですかね。

○半田環境部長 50~60%は入っていると思います。

○吉田会長 わかりました、ありがとうございます。

県内にセメント工場が多いということが、一方で、廃棄物循環利用処理の技術の何といたしますか、活用すべきテクノロジーだと思えます。

それから、もう一つ、きょうはお話が出ていませんけれども、寄居町の資源循環工場、あれも埼玉県の誇るべき処分場でもあり、リサイクル工場の集団でもあるということで、ああいうものを今後伸ばしていくということも当然記述に入ってくることだと思えます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、大分時間がたってまいりまして、司会役としてはもうそろそろこの辺で幕引きをしないと、年末のお忙しい時期に皆さんお集まりいただきまして悪いんですが、もう一つ、今まで出された御意見の中で、まだ十分私のほうで整理していない御意見が幾つかございますので、ちょっと復習をしておきたいと思えます。鈴木委員から御指摘のあった不法投棄等、重点事項であることの背景事情等の説明、これは先ほど武内委員の御発言とあわせて、県の側に御考慮いただきたいことかと思えますが、そのほか江原委員からの新旧対照での重点事項のお話もありました。これも一連の問題かと思えます。どうして重点なのか、その辺の背景事情を説明しながら、重点の対策のあり方についてお書きいただくということを要望するという御意見だと思えます。

それから、畠山先生から出された災害廃棄物は恒常的に出てくるものじゃないので、計画のつくり方に工夫が必要ではないかという御指摘もございました。それについては、法定事項になったということでもありますので、初めて計画に入れるとなると、工夫もそれなりに必要になると思えますし、既存の一般の平時の廃棄物処理とのマッチングとか、組合せをどうするかということについても配慮が

必要な問題ではないかというふうにお伺いをしておりました。

大体、今日出された御意見は、そんな形で修正版に盛り込んでいただくか、あるいは工夫をしていただくかということで処理ができたと思っておりますが、何か不足の点がございますでしょうか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 すみません、基本的なことでちょっとわからないことがあるので、教えていただきたいんですが、1人当たりのごみの排出量はわかったんですけれども、ベースにした県民の人数って教えていただけますでしょうか。

○豊田資源循環推進課長 25年度の県民の人口、処理人口ですけれども、ごみ処理人口につきましては728万7,000人ということで、基データは住民基本台帳の25年度10月1日の住民基本台帳人口でございます。

○吉田会長 よろしゅうございましょうか。

大変、長い間議論をいただきまして、非常に活発な御意見をいただきまして、本日はありがとうございました。

最後に、時間がないんですが、私ちょっと気になることがあって、資料1の1ページの数字なんですが、一般廃棄物の中で3つの指標が縦に並んでおりますが、1人当たりの生活系ごみの排出量の達成率が現在、25年度で80%、それからその下の事業系のごみは48%、その後の1人当たりの最終処分量が160%達成率、この間のギャップは、この5年間に何が合ったというふうに理解すればいいんでしょうか。ものすごく最終処分量を減らすだけの、どこでどういう努力が行われたということなんですか、発生量に比べて比例して減るんだっただらばわかるんですが、それを上回って、かなりの速度で最終処分量を減らすことができたという、この辺をお教えいただきたいのですが。

○豊田資源循環推進課長 こちらは目標に対する達成率ですので、目標設定の数字に対してどれだけということを見ると、最終処分量については目標をかなり早目に達成しているという状況にあるので160%ということになっていきますので、それに対して事業系ごみ等については目標が当時の状況から考えると、設定当時に比べて現在の状況は、やや厳しくなっているということで、達成率状況がなかなか目標に対しては48%という数字になっているということですので、どこのところが特に特定の多い少ないということよりも、目標に対する達成状況という考え方です。

○吉田会長 ただね、人口はそんなに大きく変わっていないとすればですね、生活系のごみの量を、排出1人当たりの量に対しては6分の5までいっていないですよ、698に対して目標は642ですね。だから、50くらい減るだけ、10%以下ですよ。それに対して、1人当たりの最終処分量は65に対して55ですから、かなり減って厳しい目標になっているわけですね。それにもかかわらず、1人当たりの排出量の減り具合よりも、そそれを上回って最終処分量の達成率が高いというのは、例えば減量化がものすごく中間処理によって進んだとか、リサイクルがこの計画期間の間にもものすごく進んだとかいう事情があるのではないかと。それに関連して、リサイクルについての数値目標というのは掲げなくてよろしいのでしょうかという。

○豊田資源循環推進課長 こちらの資料2では、7ページにございますけれども、20年度で24.2%で25年度で24.9%ということでございますので、再生利用率についてはほぼ4分の1、25%前後の値で

続いているということです。

○吉田会長 わかりました。産業廃棄物のほうはよくわかるんですね、事業者の自主努力でかなりどんどん減ってはいるんですが、一般廃棄物でそんな大きな変化が起きるだろうかというところがちょっとわかりません。細かいことですので。

○酒井産業廃棄物指導課副課長 お答えします。

ちょうど23年に地震がありまして、最終処分場の処分価格というのは非常に上がりました。そのため、県内でも資源循環工場のほうにツネイシカムテックスという焼却灰をリサイクルする工場がありまして、その稼働率が非常に上がりました。最終処分に回っていた焼却灰がそちらに回ったのですね。

あと、ちょうど川越市で熔融炉が設置されまして、通常、焼却灰と言っていたものが熔融スラグという形でリサイクルが進んだと、そういった事情もあって最終処分が減ったというふうに考えております。

○吉田会長 わかりました、ありがとうございます。

すみません、どんどん長くなってしまって恐縮でございますが、そろそろ会議を閉めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

どうぞ、滝澤委員。

○滝澤委員 申しわけありません。スケジュールのところの県民コメント、27年12月と中段にあり、28年1月締切ですが、この県民コメントの内容は、何についてコメントを募集するかを教えてください。

○豊田資源循環推進課長 県民コメントにつきましては、今回お示しいたしました基本計画については、ホームページ等でこちらを見ていただけますし、地域機関でも実際のものを見ていただくこともできますので、見ていただいて御意見を寄せていただくということでお願いをしております。

○滝澤委員 わかりました、ありがとうございます。

○吉田会長 それでは、そろそろ議論を収束させていただきたいと思います。

あと、事務局のほうから御説明があるかと思いますが、本日十分議論は尽くされたとはまだ言えません。それについて、各委員のほうから御意見を賜る方法も用意されているようでございますので、それに従って御意見を御提出いただくことになろうかと思いますが、その辺も含めてマイクを事務局のほうにお返しをして、あと御説明賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○司会（森田） 熱心な御議論ありがとうございました。

今、会長からございましたように、本日お配りしました様式がございます。こちらでお名前と、例えばという例示ではございますが、何ページのこういったところがちょっと気になるですとか、ここはこうしたほうが良いというような具体的な御意見をぜひ賜ればというふうに考えてございます。

それで、年末年始、大変お忙しいとは思いますが、1月12日、水曜日までに事務局のほうにファックスなりメールで御回答をいただければと思います。そういった御意見をいただいたものを踏まえ、修正等を加えまして、次回の審議会、既に皆様には御通知をさせていただいておりますが、28年の2月10日、同じ場所で予定をしております。正式な通知につきましては、後日、差し上げる予定でございますので、御意見について、積極的に事務局のほうまで御提出をよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第3回環境審議会を閉会させていただきます。

大変長時間にわたりまして、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時33分閉会